



すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

※2018年6月の中央要請行動で文部科学省に提出します。

複数配置の学校では…

養護教諭からは

- ★ 一度に大勢の子どもたちが来室しても、2人で分担していねいに対応できます。
- ★ 子どもたちの情報を共有し、相談しながら、仕事をすすめることができます。
- ★ 健診中や病院に付き添いのときなど、保健室を閉鎖せずに済みます。
- ★ 感染症の拡大、重大事故発生時に、2人なら落ち着いて対応できます。



子どもたちからは

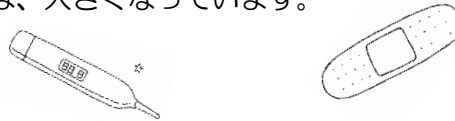
- ☆ 保健室はいつも先生がいてくれて安心だよ。
- ☆ 相談したいとき、いつでもゆっくり話を聞いてもらえるよ。
- ☆ 保健室の先生が2人いて、具合が悪いときやけがをしたときは、すぐにみてもらえるからうれしいよ。

特別支援学校では…

さまざまな障害のある子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数 61 人以上で複数配置となっています。しかし、大規模校が増えており、200 人を超える規模の学校に養護教諭が2人では、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちに、ていねいにかかわることは困難です。3人以上の配置を求めます。

高校では…

高校の設置基準が 2004 年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では配置が遅れています、通信制高校では、配置基準さえありません。養護教諭を配置してほしいという声は、大きくなっています。



子どもたちのいるじやう

すべての学校に養護教諭を

国の基準では、3 学級未満の学校には、養護教諭が配置されません。子どもの人数にかかわらず、子どもたちの健やかな発達を保障していくために養護教諭の配置はかせません。

すべての学校に、養護教諭の配置が必要です。

養護教諭の全校・全課程配置を！ 養護教諭の複数配置を！